

第4回口頭弁論に原告54人、支援者・弁護士103人が参加。榑原きよ子さんが意見陳述

新・人間裁判の第4回口頭弁論は10月14日(水)、14時から札幌地方裁判所で行われました。それに先立って13時10分から地裁前で集会が行われ、終了後の14時半から道高教組センターで報告集会が行われました。



の裁判への支援を広げて行く決意です。負られない闘いです。ともに頑張りましょう」と激励の挨拶をいただきました。

集会終了後、後藤昭治原告団長を先頭に、入廷。この日の口頭弁論では、榑原きよ子さん(豊平区)が意見陳述に立ちました(次号以降で紹介します)。



高教組センターで報告会を開く

肘井博行共同代表は、「国が戦争を起こす時、二つのことを必ずやります。一つは秘密を作って国民に知らせない仕組みを作る。もう一つは社会保障を切り捨てて戦費を確保すること。秘密保護法と医療・介護や生活保護への攻撃がそれです。日本を『戦争する国』にすることを阻止するためにも、社会保障の土台となっている生活保護制度を守る闘いは大変重要です」と挨拶。続いて、後藤昭治原告団長、内田信也弁護団長が挨拶をしました。



そして、渡辺達生弁護団事務局長が第4回口頭弁論の特徴を報告したあと、この日、意見陳述をした西博和弁護士(左)、山本完自弁護士(右)が発言。細川久美子原告世話代表が「25条集会」の取り組みについて報告し、最後に三浦誠一事務責任者が行動提起を行いました。



札幌地裁前で行われた集会では、原告を代表して小原多美子さん(南区=左)、藤原佳子さん(西区=右)が決意表明を行いました(次号で紹介します)。

次に、全日本年金者組合北海道本部の渡部務委員長から、「私たちが闘っている老後の生活を支える年金も、現在、働いている労働者の最低賃金も、法律で生活保護基準をめざすとなっています。その生活保護の基準が引き下げられたら、それは年金や最低賃金の水準が下げられることにつながります。私たちは、そのことを広く労働者・国民のみなさんに訴えて、みなさん



訴えて、みなさん